

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見・質問

一般社団法人全国地方銀行協会

No.	コメント箇所（頁、項番等）	意見・質問
1	Ⅱ－３－１－８－２ 全般	各項目で示されている対応事項の例示は、ハード面の制約やコスト面等から全て対応するのは困難。これらはあくまでも例示であり、全ての対応を実施する必要はないと理解してよいか。
2	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ①	例示の「貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続」は、行員複数人による貸金庫室への立ち入りを指すのではなく、行員単独による貸金庫室への入退出もしくは貸金庫の開閉ができないような措置（複数名による承認手続を必須とする等）を講じることを指していると理解してよいか。
3	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ②	予備鍵以外の「重要物」は、どのようなものが想定されるか。例えば、貸金庫サービス運営にあたり利用する鍵（貸金庫室の鍵等）は該当すると理解してよいか。それ以外にも「重要物」として想定しているものがあればお示しいただきたい。
4	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ②	営業店で予備鍵を保管しない場合、税務当局や警察等の捜査当局から貸金庫の開扉を求められてもすぐには対応できない。この点について、関係省庁間で情報連携いただきたい。
5	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ②	予備鍵の保管方法として「本部等で一括管理する方法」が例示されているが、「本部等」には、倉庫会社等の外部企業への保管管理の委託も含まれているという理解でよいか。
6	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ③	例示として挙げられている「開閉の記録の作成・保存」について、全自動貸金庫・半自動貸金庫においては、社員が入退室に関与しておらず、開閉記録は貸金庫システムのログが自動的に作成・保存している。行員が開閉記録を作成・保存しているものではないが、そのシステムのログ（履歴）を検証する事務手続きとすることで問題ないと理解してよいか。
7	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ③	例示の「貸金庫前の防犯カメラ」について、行員による不正等の防止の観点から、貸金庫室へ入退室する様子を撮影することを目的としていると理解してよいか。
8	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ③	例示の「貸金庫前の防犯カメラ」について、行員が貸金庫室内から個別保管箱を取り出して来店客のところまで運搬する形式の貸金庫（簡易貸金庫）における防犯カメラの撮影範囲の想定があればお示しいただきたい。
9	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ③	例示の「貸金庫前の防犯カメラの設置」による貸金庫の入退室・開閉等に関する管理は、貸金庫室入口扉を外側からカメラで撮影することや、貸金庫室内に防犯カメラを設置し撮影することが考えられると理解してよいか。
10	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ③	貸金庫室の入室記録、鍵の利用履歴、開閉記録、顧客から受領する貸金庫の開庫依頼書等の保存期限については、各行で判断すべきものと考えているが、金融庁として想定している目安（最低保管期限等）があればお示しいただきたい。
11	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ③ Ⅱ－３－１－８－２ （２） ③	例示の「貸金庫前の防犯カメラの設置」や「カメラによる撮影等」について、撮影した映像等の保存期限は各行で判断すべきものと考えているが、金融庁として想定している目安（最低保管期限等）があればお示しいただきたい。

No.	コメント箇所（頁、項番等）	意見・質問
12	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ③ Ⅱ－３－１－８－２ （２） ③	例示の「防犯カメラの設置」は、適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢の整備の文脈では「カメラによる撮影」と表記されている。両者とも「防犯カメラを設置して撮影する」ことを意図していると考えるが、表現が異なる理由はあるか。
13	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ④	「本部等による定期的な点検・確認」に関し、具体的に点検・確認すべき事項として想定しているものがあればお示しいただきたい。
14	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ④	「本部等による定期的な点検・確認」の頻度について、金融庁としての想定（望ましいと考える頻度）はあるか。
15	Ⅱ－３－１－８－２ （１） ④	「本部等による定期的な点検・確認」には、支店等の営業所で実施する「自店検査」も含まれていると理解してよいか。本部による点検・確認に限定されてしまうと、リソース面から機動的な点検・確認が困難になる可能性がある。
16	Ⅱ－３－１－８－２ （２） ②	「リスクが高いと考えられる物品等」として現金以外にはどのようなものが想定されるか例示いただきたい。リスクベースアプローチによる判断により、金融機関毎に格納可能な物品が大きく異なる場合、顧客に混乱を来す可能性や苦情につながるリスクがあると考ええる。
17	Ⅱ－３－１－８－２ （２） ②	「リスクが高いと考えられる物品等」に現金が含まれるとのことだが、現金を格納している既存顧客は一定数存在すると考える。銀行側の不祥事を発端とした貸金庫問題であるにもかかわらず、当該顧客に対し、現金の取り出しを強いるのは顧客から理解を得られない可能性が高い。対象は新規契約先に限定できないか。
18	Ⅱ－３－１－８－２ （２） ②	「宝石・貴金属類等」は、「リスクが高いと考えられる物品等」から除外されるものと理解してよいか。その場合、「金地金」は貴金属類に含まれると考えてよいか。
19	Ⅱ－３－１－８－２ （２） ②	記念貨幣は、200万円超の高額な販売の場合、犯収法に基づく取引時確認を行っており、マネー・ローンダリングに利用されるリスクが低いと考えられるため、「リスクが高いと考えられる物品等」に該当しないと整理することは可能か。
20	Ⅱ－３－１－８－２ （２） ②	貸金庫の約款等の定期的な見直しにおける「定期的」については、一定期間のイメージがあるというよりも、変更すべき事項があれば見直すということと理解してよいか。例えば、「定期的に見直し要否について検討を行い、必要に応じて見直しを行っているか」としてはどうか。
21	Ⅱ－３－１－８－２ （２） ②	リスクが高いと考えられる物品に現金が含まれているが、格納の可否については、各金融機関が金額等を踏まえてリスクベースで判断して問題ないと理解してよいか。 また、格納を可とする場合の金額水準について、考え方や具体例があればお示しいただきたい（例：個人顧客であれば、マネロン防止の観点から、取引時確認が必要な金額程度まで認めるなど）。
22	Ⅱ－３－１－８－２ （２） ② Ⅱ－３－１－８－２ （２） ③	改定後の約款において「リスクが高いと考えられる物品等」と定めたものが格納されていることが発覚または申告された場合、もしくは顧客から改定後の約款に理解いただけない場合、銀行側ではどのような対応を行う想定か。また、利用目的の確認を郵送で行う場合において、例えば、郵便物が未達で返戻されるなど顧客との連絡がつかない状態が継続した場合や、顧客が利用目的等の回答を拒絶した場合、銀行側ではどのような対応を行う想定か（例：強制解約を行う、問題が解決するまで一時利用を停止するなど）。
23	Ⅱ－３－１－８－２ （２） ② Ⅱ－３－１－８－２ （２） ③	監督指針改正を踏まえた約款等の見直しに関し、民法や消費者契約法に照らして、既存契約先についても周知を行うことをもって見直して問題ないと理解してよいか（約款変更による個別同意の取得は不要との理解でよいか）。 また、約款等の見直しに関する事前周知期間としては、どの程度が望ましいか。

No.	コメント箇所（頁、項番等）	意見・質問
24	Ⅱ－３－１－８－２（２）③	貸金庫契約の締結や貸金庫の利用等に当たり、利用目的等の確認を行うこととされているが、具体的にどのような確認方法を想定しているか。 また、利用目的の他に確認すべき事項として想定しているものがあればお示しいただきたい。
25	Ⅱ－３－１－８－２（２）③	利用目的等の確認は、既存契約先に対して対面で一斉に実施するのは困難である。例えば、顧客の来店時を捉えた確認や、ＯＤＤのタイミングでの郵送等による確認も許容いただきたい。特に全自動貸金庫の場合、来店時を捉えた確認も困難であり、郵送等による確認が現実的である。
26	Ⅱ－３－１－８－２（２）③	利用目的等の確認に関し、契約時に加え、利用の都度行うのは顧客負担が大きく、顧客から理解を得られない可能性がある。利用目的の確認の頻度は、リスクベースアプローチにより柔軟に設定することを許容いただきたい。
27	Ⅱ－３－１－８－２（２）③	顧客から申告書等を徴求することにより利用目的等の確認を行う場合、当該申告書等の保存期限は各行で判断すべきものと考えているが、金融庁として想定している目安（最低保管期限等）があればお示しいただきたい。
28	Ⅱ－３－１－８－２（２）③	例示の「顧客の貸金庫利用時の行員による立会い」は、行員が貸金庫の格納物の確認まで行うことを想定しているものではないと理解してよいか。また、どこまで立ち会うべきかは、各行の判断でよいか（例：①金庫室案内まで、②金庫室内に立会う(手元は見ない)）。
29	Ⅱ－３－１－８－２（２）③	例示の「カメラによる撮影」は、貸金庫の格納物まで撮影することを想定しているものではないと理解してよいか。その場合、貸金庫ブース（顧客が貸金庫を開閉する部屋）の入口にカメラを設置し、ブース内には設置しないことも対応としてあり得ると理解してよいか。
30	Ⅱ－３－１－８－２（２）③	適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理体制の整備方法の例示以外で想定される方法があればお示しいただきたい。現在例示されている「顧客の貸金庫利用時における行員の立ち合い」は、全自動貸金庫の場合、サービスの性質上実施は困難である。加えて、全自動貸金庫以外の貸金庫においても、店舗によっては人員が限られ、全利用者への立ち合いが困難なケースがある。また、同じく例示の「カメラによる撮影」は、防火仕様の施設内でのカメラの設置はコストが高額となり現実的ではないケースもある。
31	Ⅱ－３－１－８－２（２）③	行員が接点を持つことが難しい既存契約先の利用目的等の確認に関し、顧客の開閉操作時に自動貸金庫の画面パネル等に「現金は格納しない」、「マネロン目的で使用しない」等の文言を表示し、ボタンの押下により意思確認をするといった設備面の手段を取ることは許容されるか。また、窓口で顧客とコンタクトを取れる先に対して、利用目的等を確認する方法として、個別の申告書等を徴求するのではなく、貸金庫開閉時に徴求する開閉依頼書等の文言に前記文言を入れ込むことで対応すること等も許容されるか。
32	Ⅱ－３－１－８－２（２）③	利用目的等の確認に関し、顧客に代理人が選任されている場合は、代理人にも確認をする必要があるか。
33	その他	監督指針改正を踏まえた対応により、新規受付の停止、取扱店舗の削減、手数料の改定を行うことも想定されるが、各行の経営判断で実施するものと理解してよいか。 また、実務上運営を続けるのが困難と判断した場合、貸金庫サービスから撤退することも想定される。サービスを維持するかは各行の経営判断であると理解してよいか。
34	その他	監督指針改正後の約款等の見直し適用までの想定スケジュールをお示しいただきたい。